

船舶事故調査報告書

令和4年11月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年3月21日 14時20分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市沖ノ島南方沖 友ヶ島灯台から真方位195° 1.57海里付近 (概位 北緯34° 15.3′ 東経135° 00.5′)
事故の概要	遊漁船第三山岡丸は、南南東進中、また、プレジャーボートバラクーダⅢは、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年4月5日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 第三山岡丸、4.99トン 281-14476大阪、個人所有 B プレジャーボート バラクーダⅢ、3.3トン 295-33579和歌山、株式会社阪口ブリキ店
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷船首部に亀裂を伴う破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 低潮時、潮流 南流
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客9人を乗せ、遊漁を終えて帰航する目的で、約12ノットの対地速力で手動操舵により南南東進していた。 船長Aは、右前方にB船がいることを視認したものの、航行している様子はなくA船の進路よりも右側にいたので、このまま直進してもB船の船首方を通過できると思い、B船から目を離して、左前方の遊漁船の様子を見ながら航行していた。 船長Aは、前部甲板にいた釣り客から声を掛けられて船首方を見たところ、B船を至近に認め、舵を左に切ったものの、A船の船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。 船長Aは、左前方の遊漁船の様子を見ていたので、A船が南流の潮流と東北東の風によって右へ圧流される状況になり、A船の進路が右に振れてB船に接近していることに気が付かなかったと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、機関を中立にした状態で船首を北東方に向け、船長Bは右舷方を、同乗者は左舷

	<p>方を向いて釣りをを行いながら漂泊していた。</p> <p>船長B及び同乗者は、左舷方からB船の方へ向かってくるA船を視認したものの、これまで、船首方近くを通り過ぎる遊漁船が多く、今回も同様に船首方を通り過ぎると思い、釣りをしながら漂泊を続けていたところ、船長Bが、船舶の音が近づいてきたので左舷方へ振り向いた際、至近にB船に接近するA船を認め、どうすることもできずにA船と衝突した。</p>
分析	<p>A船は、南南東進中、船長Aが、このまま直進してもB船の船首方を通過できると思い、B船から目を離して、左前方の遊漁船の様子を見ながら航行を続けたことから、A船が南流の潮流と東北東の風によって右へ圧流される状況になり、A船の進路が右に振れて漂泊中のB船に接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船首を北東方に向けて漂泊中、船長Bが、これまで船首方近くを通り過ぎる遊漁船が多く、A船が船首方を通り過ぎると思い、釣りをしながら漂泊を続けたことから、A船が接近していることに気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が南南東進中、B船が船首を北東方に向けて漂泊中、船長Aが、このまま直進してもB船の船首方を通過できると思い、B船から目を離して、左前方の遊漁船の様子を見ながら航行を続け、また、船長Bが、A船がB船の船首方を通り過ぎると思い漂泊を続けたため、互いに接近する状況に気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、航行中、風や潮流による針路変更を考慮し、適宜針路修正を行い、針路保持に努めること。</li> <li>・ 船長は、航行中、特定の方向にのみ意識を向けることなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 船長は、釣りをを行いながら漂泊中、接近する他船を認めた場合、他船が自船を避けて通過して行くと思込まず、動静監視を続けて余裕のある時機に注意喚起信号を行ったり、移動したりして衝突を避けるための措置を採ること。</li> </ul>